

七尾市

第2弾

物価高騰対策 事業者給付金



物価高騰の影響を受ける市内中小企業者の事業継続・経営安定のために給付金を支給します。

給付額

直近の決算における水道光熱費（電気料金・ガス料金・水道料金）及び燃料費（ガソリン・灯油・軽油・重油等）に要した経費に応じて給付金を支給します。

※水道光熱費と燃料費の合計が50万円未満の場合は対象外

直近の決算における水道光熱費及び燃料費の合計	1事業者当たりの給付額
50万円以上100万円未満	5万円
100万円以上1000万円未満	10万円
1000万円以上	20万円

対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1)中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者等 ※裏面参照
- (2)七尾市内に本店を有する法人または住所を有する個人事業主
- (3)給付金の申請後も事業を継続する意思がある者

申請期間

令和7年 2月1日(土)~3月31日(月)

申請方法

◇郵送申請

申請書類一式（裏面を参照）を揃えて、申請先に郵送してください。
申請書類は七尾市HPからダウンロードできます。

◇オンライン申請

七尾市電子申請サービスから申請いただけます。
七尾市HPをご確認ください。



七尾市HP

<https://www.city.nanao.lg.jp/sangyou-s/bukkakoutoukyuuhukin.html>

■相談先

- ・七尾商工会議所（七尾市三島町70番地1）TEL：0767-54-8888
- ・能登鹿北商工会（七尾市中島町河崎又部31番地）TEL：0767-66-0001

■申請先

七尾市産業部産業振興課（〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地）
TEL：0767-53-8565 メール：sangyou-s@city.nanao.lg.jp

給付金の対象となる中小企業者等について

給付金申請日時点において、次の①②のいずれかを満たす中小企業者等をいいます。

①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（法人又は個人）

主な業種	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

②個別の法律に規定される法人であって、資本金の額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下であれば、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人等、会社以外の法人も対象。

※原則として収益事業を行っており法人税の確定申告を行っている場合に限る。

※七尾市が実施する「令和6年度七尾市私立保育所等応援金」及び

「令和6年度介護保険事業所・障害福祉事業所等応援金」の対象となる場合は対象外。

申請書類



①七尾市物価高騰対策事業者給付金申請書（様式第1号）

②申請事業者確認書（様式第2号）

③直近の確定申告書及び決算書の写し

※申告したことがわかる書類（e-TAXの受信通知など）があれば添付して下さい。

【法人】

令和7年1月末までに事業年度が終了する法人は、確定申告終了後に申請してください。

- ・法人税確定申告書の別表一の写し
- ・決算報告書の「損益計算書」、「販売費及び一般管理費内訳書」、
「製造原価報告書など（作成している事業者のみ）」の写し
- ・法人事業概況説明書

【個人事業主】

令和6年分の確定申告書の写し

- ・青色申告：確定申告の第一表、青色申告決算書一式の写し
- ・白色申告：確定申告の第一表、収支内訳書一式の写し

④振込口座がわかる書類

- ・振込先口座通帳の見開き1ページ目と2ページ目のコピーなど（金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義（カナ）がわかる箇所）を必ず添付してください。

⑤履歴事項全部証明書の写し（法人に限る）